

新宿区教育委員会会議録

平成28年第2回臨時会

平成28年3月16日

新宿区教育委員会

平成28年第2回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成28年3月16日(水)

開会 午前10時00分

閉会 午前10時28分

場 所 新宿区役所6階第2委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	今 野 雅 裕	委員長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 田 史 子
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 菊 池 俊 之

説明のため出席した者の職氏名

次 長	中 澤 良 行	中央図書館長	藤 牧 功 太 郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	早 川 隆 之	統括指導主事	小 林 力
統括指導主事	篠 塚 幸 次		

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

## 議事日程

### 議案

- 日程第1 第19号議案 新宿区教育委員会委員辞職の同意について
- 日程第2 第20号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について
- 日程第3 第21号議案 新宿区教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

### 報告

- 1 新宿区立小学校での不適切な指導について (教育指導課長)
- 2 その他

---

◎ 開 会

○今野委員長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第2回臨時会を開会します。

本日の会議には、菊地委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は古笛委員にお願いします。

なお、「日程第1 第19号議案 新宿区教育委員会委員辞職の同意について」は、酒井委員に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定に基づき、酒井委員は退席をお願いいたします。

[酒井委員退席]

---

◎ 第19号議案 新宿区教育委員会委員辞職の同意について

○今野委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第19号議案 新宿区教育委員会委員辞職の同意について」を議題とします。

酒井敏男委員から委員辞職願が提出されております。まず、その辞職願を事務局から朗読をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、朗読をさせていただきます。

辞職願。

私こと、今般、一身上の都合により、新宿区教育委員会委員を平成28年3月31日付けをもって辞職いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、同意願います。

平成28年3月15日。新宿区教育委員会委員、酒井敏男。

新宿区教育委員会委員長、今野雅裕様。

以上でございます。

○今野委員長 では、お諮りをいたします。

酒井敏男委員の委員辞職について、同意することに御異議ございませんでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 異議なしと認めます。

よって、教育委員会は、酒井敏男委員の辞職に同意いたします。

ここで、酒井委員の入室をお願いいたします。

〔酒井委員着席〕

○今野委員長 酒井委員の辞職に伴い、教育委員会制度改革の対応が必要になるかと思いますが、今後、教育委員会として必要な手続について、事務局から御説明はありますか。

○教育調整課長 教育委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定により、当該地方公共団体の長の同意を得る必要がございます。酒井委員の辞職につきましては、既に区長も同意されていますので、酒井委員につきましては、本年3月31日をもって辞職となります。

酒井委員の辞職に伴い、酒井委員の教育長の職も辞職となります。

そのため、平成27年4月1日施行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の附則第2条に規定されている経過措置が終了となりますので、新宿区教育委員会もいわゆる新教育長制度へ移行することとなります。

同制度への以降に当たっては、新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び新宿区教育委員会委員の定数を定める条例の改正が必要となります。

これらの条例の改正については、酒井委員の辞職に対し、教育委員会の同意が得られ次第、意見聴取を行いたい旨を区長から伺っているところでございます。

意見聴取に必要な資料につきましては準備が整っておりますので、少しお時間をいただければ御用意できる状態となっておりますので、本日の会議の追加議案として御審議いただければと思います。

説明は以上でございます。

○今野委員長 説明が終わりました。

教育委員会として必要な手続があり、その準備も整っているとのことです。

それでは、新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び新宿区教育委員会委員の定数を定める条例の一部改正に関する区長からの意見聴取を本日の会議の議題とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○羽原委員 関連して一言発言させてください。少し長くなりますが、読みたいと思います。

教育委員長の交代を機に一言申し上げます。これはあくまでも一般論、原則的な意味で述べるものです。

今度の教育委員会制度の改革に伴って、これまでの教育長が新しい教育長として登場しますが、新しい立場でイニシアチブをとることになります。これまで教育委員長は、行政の長

たる教育長以外の、いわば民の立場の委員が1年交代で務めてまいりました。

今度の最大の変化は、今後の教育行政が、自治体の首長、教育行政の長、そして教育行政の事務局という、いわば官の立場が結びつくこととなります。また、既に首長を長とする総合教育会議が持たれており、行政の機能がかなり強化されるシステムになっております。

つまり、自治体の行政と、教育行政が、独立しながらも一体的に運用されるということになります。そこには、大きなメリットもあります。

ただ、このシステムは、3年、5年、10年と長期的に、それぞれの立場を踏まえながら、かつ安定性、公平性、継続性を確保しながら進められなければならないと考えます。

この新宿区では心配することは一切ありませんが、それでも一般論として一つ申し上げたいことは、私のような教育委員は教育行政の内実を知るものではなく、いわばアマチュアとして、一般の区民の思いを代弁すべき立場として、その任務を負っております。

そのように教育行政の知識は乏しいのですが、社会的な一般論、かくあってほしいという要望や批判について発言し、教育の前進に寄与しなければならないと考えております。

例えばのことではありますが、新制度になりますと、4月には新しい校長先生、この地域に新たに赴任する教員、あるいは先生の第一歩を踏み出す方々に、教育委員会の思いを伝えるような場については、民的な立場にある教育委員長長の発言の機会が失われます。もちろん、そこに懸念や問題などは一切ありません。

ただ、行政の機能というものは長く続くうちに、法制度があるとはいえ現実としては、人物の交代、決定権のありよう、長年の慣れや習慣などによって、時に変わっていくことがあります。日ごろの慣れに身を委ねる怖さもあります。

教育委員会の事務局の権能の強まる中で、教育委員としても、これまで以上に民の思いに添って取り組まなければなるまい、と思いを新たにしております。

同時に、概してアマチュアの教育委員でもありますので、事務局サイドとしても、区民の皆さんに、これまで以上にわかりやすい説明をされ、疑問を解き、課題に取り組む予算上や論理性などからの難しさなどをわかりやすく伝えられるよう、御尽力いただければ、と思います。

新制度の具体的な進行に伴って、私なりの希望と期待を、一言申し上げたく発言させていただきました。ありがとうございました。

○今野委員長 ありがとうございました。

新しい教育委員会制度のこれからの運営についての貴重な御意見だったと思います。我々

もその気持ち、考え方に配慮しながら努力していきたいと思えます。

それでは、皆さん方に御異議がないようですので、新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例、及び新宿区教育委員会委員の定数を定める条例の一部改正に関する区長からの意見聴取を今回の会議の議題といたします。

それでは、追加の議案については、資料が整い次第、審議を行います。

---

#### ◆ 報告 1 新宿区立小学校での不適切な指導について

○今野委員長 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○教育指導課長 本年3月8日にインターネットニュースサイトに新宿区立小学校で、児童が給食を食べられないという事態を招いたという報道がなされました。このことについて、御報告をいたします。

この指導が行われたのは、平成28年1月14日、午後0時17分から32分までの間のことです。発生場所は、新宿区立江戸川小学校の図工室及び3年1組の教室でした。

不適切な指導を行ったのは、同校の図工専科教員であり、関係者は3年1組の担任の主幹教諭です。

はじめに、発覚の経緯をご説明します。

1月14日の午後8時30分ごろに保護者から電話で、給食を食べる時間が少なかったこと、そのことを口どめするような発言が担任からあったことなどについて、副校長に問い合わせがあり、明らかになったものです。

次に、事故発生の状況についてです。

当日の4時間目の授業終了時刻は午後0時でした。忘れ物をした児童が17名おりましたので、授業終了後に図工の教員は忘れ物をした児童を図工室に残し、一人一人順番に忘れ物をした理由を尋ねる等の指導を行いました。

その際、忘れ物をしていて理由をすぐに答えられなかった児童については丁寧な指導が必要と感じ、後で話を聞くことにいたしました。そのため、3年1組の教室に戻るのに遅くなってしまった児童が複数名いました。

順次、指導が終わった児童は教室に戻りましたが、一番最後の児童に対して聞き取りを始めたのが午後0時17分となっていたため、図工の教員は、児童とともに3年1組の教室に移動して、教室のホワイトボードの連絡事項を連絡帳に書くなどの指導を行い、午後0時32分

に、忘れ物の指導は終わりました。

当日の給食指導は、正午から35分までの35分間であったため、正規の給食終了時刻まで3分間しか給食を食べる時間がありませんでした。担任は、給食の時間を5分間延長し、0時40分までとしましたが、最後まで指導を受けていた児童は給食を食べることができませんでした。もう少し給食指導の時間を延ばせばよかったのですが、午後に学校行事が予定されていたため、5分間しか延長しませんでした。

学校の対応について説明いたします。

1月15日の午前9時から10時まで、保護者からの要望により、校長、副校長、担任と保護者2名とで面談を行いました。

この話し合いの中で、担任から、忘れ物は家庭で見てもらわなければ困ると強く言ったことや、給食が食べられなかったことを保護者に連絡しなかったなどが話題となりました。

また、担任が口どめしたということについては、担任は「食べられなかったことを誰かのせいにしてはいけないよ」と説明し、家で話してはいけないとは言っていないことを保護者に伝えました。

1月18日、午後4時から5時20分まで、前回話し合いに参加できなかった図工専科の教員の話を知りたいということで、校長、副校長、図工専科と保護者とで面談を行いました。子どもへの謝罪の要望や、校長のリーダーシップなどについての話が出ました。

1月19日、午後1時40分ごろ、3年生の図工の時間に、図工の教員が児童に給食を十分食べさせることができなかったことについて、謝罪をしました。

1月27日、午後4時から午後5時30分まで、校長、副校長、図工の教員、担任と保護者との面談を行いました。改めて、学校からのおわび、再発防止のための取り組み等について話し合いを行いました。保護者からは、保護者向けのおわびの通知文を見て、一定の理解をいただいたと学校は理解をしておりました。

1月28日、別添の資料のとおり、全校の保護者に給食に関してのおわびの通知を出しました。この通知に対して、江戸川小学校の保護者から、学校に対しての質問や問い合わせはありませんでした。

教育委員会の対応についてです。

1月15日に校長から本件についての報告がありました。報告を受けて、児童が給食を食べられなかったということは問題であることを指摘し、謝罪と丁寧な対応を指示いたしました。

1月15日から25日までの間に、3年1組の保護者から4回、教育委員会に電話相談を受け



ました。主な内容は、給食を食べられなかったことを学校に相談に行ったのに、忘れ物をする家庭がいけないという話ばかりであったこと、担任から子どもに給食が食べられなかったことを口どめするような発言があったことなど、学校の対応への不満などでした。

1月25日に、校長に対して、再度丁寧な説明と謝罪を確実にを行うように指導いたしました。また、学校が発出する保護者向けの通知文について助言を行いました。

今回、図工の教員の忘れ物の指導によって、児童に給食を食べる時間を十分与えられず、給食を食べられない事態を招いたことは、体罰には当たりませんが、行き過ぎた指導による不適切な行為に当たるものと考えています。

別紙の添付しております、体罰関連行為のガイドラインの表をごらんください。

表組みの一番上の列に体罰とありますけれども、体罰とは、たたく、殴るなどの行為だけではなく、長時間の正座や起立等も含んだものです。

今回の指導は、中ほどの不適切な行為のうち、行き過ぎた指導に当たるものと考えています。時間を延長した指導により給食を食べる時間を十分に与えられず、空腹の状態のまま帰宅させたということは、児童にある意味、肉体的な負担を与えたと言えます。

当然、忘れ物をなくすための指導は必要な指導ですが、給食を食べられないという事態はあってはいけないことと考えています。

今回の指導は、子どもの側に立った指導という点では配慮を欠いており、不適切であったと言えます。また、加えて、当日、給食を十分食べられなかったことの連絡を家庭に怠ったこと、初期の相談の段階での丁寧な説明や、給食を食べられなかったことへのおわびなどが十分に行われなかったことももう一つの課題であると考えています。

今後、このようなことが再び起きないように、各学校への指導を徹底してまいりたいと思います。

○今野委員長 説明が終わりました。

報告1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 一言だけ申しますと、やはり謝罪と忘れ物の注意は別の扱いで対応すべきで、あくまでも謝罪するなら謝罪であろうと思います。

ただ、もちろんパーフェクトであることが何事も望ましいわけですが、この一例をもって、学校全般に意識の萎縮、こういうものが及ばないように、反省は反省で必要としても、過度の反省による、過大なマイナスを招くことのないようにしていただきたいと思います。

○古笛委員 今、羽原委員からお話があったことと同じようなことを考えておりました。

今回の対応について、全く問題がないかという点、そうではないと思っておりますが、これから、図工の先生と生徒の皆さん、あるいは保護者の方、担任の先生と生徒の皆さん、保護者の方の関係もずっと続きます。その中で、何かわだかまりを持ったり、お互いに遠慮があったり、そういったものにならないように、一過性のエピソードとして、こういうこともあったけれども、先生方と児童の皆さん、保護者の関係、楽しく通学できるような学校であり続けるということが一番大事だと思っております。

○今野委員長 ほかに御質問がなければ、報告1の質疑を終了します。

資料が整ったようですので、追加議題の審議を行いたいと思います。

---

◎ 第20号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第21号議案 新宿区教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

○今野委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第2 第20号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第3 第21号議案 新宿区教育委員会委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」を議題とします。

それでは、第20号議案及び第21号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第2回教育委員会臨時会の議案の概要をごらんいただければと思います。

第20号議案 新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の経過措置の終了に伴い、新宿区教育委員会の委員の職及び報酬の額について、所要の改正を行うものでございます。

法改正によりまして、平成27年4月1日から新制度に移行し、これまで、総合教育会議の開催、教育大綱の策定等が進められてございましたが、この法改正の経過措置といたしましては、教育長の制度につきましては、就任中の教育長の任期中に限り旧教育長の制度が適用されてございました。今回、教育委員会及び区長より、教育長の3月31日付けの辞職の同意があったことから、3月31日をもって経過措置が終了し、教育長が4月1日より教育委員会

の会議を総理し、教育委員会を代表するということになります。これを受けまして、委員長及び委員長職務代理者についても改められるといったものでございます。

改正内容につきましては、第2条で定める新宿区教育委員会の委員の職及び報酬の額について、委員長及び委員長職務代理者とそれらの報酬の額を削除し、教育長職務代理者とその報酬の額を追加するものでございます。

施行期日は、平成28年4月1日でございます。

それでは、新宿区教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表をごらんください。左側が改正案、右側が現行でございます。

第2条の報酬でございます。第2条の第1項の部分を現行(1)の部分を削除し、新たに教育長職務代理者の規定になります。

それから(2)の部分については、現行(3)を(2)とする改正内容となっております。下線部の部分でございます。

それでは第20号議案の提案理由でございます。

新宿区教育委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続いて、第21号議案でございます。新宿区教育委員会の委員の定数を定める条例の一部を改正する条例(案)に関する意見についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法の経過措置の終了に伴い、新宿区教育委員会の委員の定数を変更するものでございます。法改正によりまして、これまで教育委員会は6名の構成でしたが、新制度では教育長と5人の教育委員により組織されるといったところでの改正でございます。

改正内容につきましては、新宿区教育委員会の委員の定数を6人から5人とする。

施行期日が平成28年4月1日でございます。

第21号議案の新旧対照表をごらんください。左側が改正案、右側が現行ということで、6人から5人に変更するものでございます。第21号議案の提案理由でございます。新宿区教育委員会の委員の定数を定める条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○今野委員長 説明が終わりました。

第20号議案について御意見、御質問をどうぞ。

[発言する者なし]

○今野委員長 特に御意見、御質問がないようです。

討論及び質疑を終了いたします。

第20号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第20号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第21号議案について、御質問、御意見をどうぞ。

[発言する者なし]

○今野委員長 特にないようです。

討論及び質疑を終了いたします。

第21号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○今野委員長 第21号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

---

#### ◆ 報告2 その他

○今野委員長 次に、報告事項に戻りまして、報告2、その他ですが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

---

#### ◎ 閉 会

○今野委員長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会いたします。

---

午前10時28分閉会